

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

運営ビジョン

ケアプラザの運営は地域にある課題を多角的に捉え、地域ケアプラザの使命である、『地域の中で市民が孤立することがなく、また支援を要する人を地域で支える「地域づくり」「地域のつながりづくり」などの活動を行う市民にとって身近な拠点であること』を目指し、さらにはあらゆる世代において、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよこはま」の実現に向けて、活動していくことが大切だと考えます。

横浜市榎町地域ケアプラザ担当圏域には約8万4千人、48つの単位町内会、4つの連合町内会、5つの民生委員児童委員協議会があり、ケアプラザの分室である「つなしま相談室・つなしま交流室」が市内のケアプラザで唯一設置されています。

地域では乳幼児から高齢者まで幅広い方々が暮らしています。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で医療や介護が必要になっても安心して生活でき、自分らしく生きる事が出来るように「横浜型地域包括ケアシステム」を推進してまいります。また、困っていても誰にも相談できず孤立する方々もいます。近年ではいわゆる「8050問題」、親の介護と育児が同時になる「ダブルケア」、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者の「ヤングケアラー」や子育て世代が孤立しないように支援の場や機会が求められるなど複雑化した生活課題が多くみられます。そのような課題をケアプラザだけではなく地域や関係機関と一緒に具体的な課題解決に向けて動いていくことが重要だと考えます。

担当する圏域は人口も多く広域であることから高齢者をはじめ、子供、障害のある人など多くの方にとって「身近な拠点」となりにくい課題があります。そこで、綱島地区センター、港北区民文化センター（ミズキーホール）、師岡コミュニティハウス、どろっぷサテライトをはじめ学校、町内会館、民間企業を含め地域住民にとって「身近な拠点」と一緒になって行動することにより、地域共生社会の基盤の一つとなるように福祉保健活動の促進を図ります。

そこで次期指定期間で目指すものは、地域との「つながり」や「むすびつき」はもちろんの事、地域ケアプラザの特徴を活かし主体的に動くこと、役割を果たす事、地域とともに協働すること「do(動)ケアプラザ！」を目標にケアプラザ全体で行動することを目指します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題

を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

網島地区

西地区と東地区を合わせて人口44,850人と大きな地区で、65歳以上の高齢者人口は15.6%。網島駅および新駅である新網島駅を中心に商業地、住宅地が広がっています。

【課題】網島西地区の活動拠点が、網島地区センターや上町会館となっているため、網島西5～6丁目のエリアの方々からは通いづらく、集える場所もないため、日吉本町地域ケアプラザにいかれる方も多い。網島東地区は、自治会町内会や老人会等の活動等多岐にわたって取り組まれておりますが、西地区同様、担い手不足や高齢化が問題となっております。新網島駅周辺の再開発等で転入者も増加していくことから、新たな担い手の発掘育成が進めやすい可能性がある町です。そのためには、今後も新たに住民となる方への情報発信や活動への参加を提案できる仕組みが必要と考えます。

【将来像】駅周辺の再開発に伴い今後も人口が増えていくことが予想され、相談も増え、多様化していくことが見込まれます。

【連携方法】網島地区では桃まつり、桜まつり、子どもすもう大会、島踊り大会、スポーツフェスティバル、第九演奏会などイベントが多く開催されます。実際に足を運び参加し、地域の方々との触れ合いの中から情報交換をしていくことが何よりの連携と考えます。

大曽根地区

人口10,940人、65歳以上の高齢者人口は22.8%。地域には住宅が広がり、緑も多く自然に恵まれた環境になっています。課題として、担当地区の中では高齢者率が高い地域となっており、日常的な単身高齢者支援や緊急時の要援護者支援が重要となっております。

【課題】単身世帯の割合が多く、買い物や外出が困難な高齢者も多い。また、大曽根会館以外に集える場所が少なく、地域の活動では担い手が不足している。

【将来像】民生委員児童委員による活動が活発な地域であり、若い世代と交流などを通して地域とともに作っていくことが求められている。

【連携方法】大曽根支えあいネットワークへの出席、盆踊りや福祉まつり、おおそねハートフルコンサートなどへ参加し、地域の方と協働し連携していく。

樽町地区

人口18,091人、65歳以上の高齢者人口は15.0%。高齢化率は低くなっており、若い世代も多い、3つの学校区に分かれており、若い世代同士のつながりが持ちにくい。平坦な地区が多く緑に恵まれている。

【課題】大規模マンションが多く、マンション住人の情報が入らず、民生委員も介入しづらい。また、若い子育て世代の人口が多く、地域イベントの参加は多いが地域活動への参加は少ない。

【将来像】マンション建設により急速に増加してきた人口もやや緩やかになっていき、現在は若い世代が多いが、高齢者や年少人口も増え、年齢のバランスが取れた状態に変化していくと考えられます。

【連携方法】地域のイベントも多く、「わかば会」、サロンや子育てサークルの準備や会議などケアプラザを使用されることが多くあり、参加や支援をしながら連携していく。

師岡地区

人口10,455人、65歳以上の高齢者人口は21.4%。環状2号線沿いに大型商業施設もあり、緑が豊かで自然も多く、公園や農地が点在している。

【課題】山坂が多く、またケアプラザまでは遠いため、ケアプラザだけではなく師岡町会館や師岡コミュニティハウス、もろおか里山倶楽部などを拠点とした地域交流を積極的に進めていくことが大切だと考える。

【将来像】地域と商業施設、郵便局、企業の連携ができており、今後も地域との活動が期待される。

【連携方法】町内会、地区社会福祉協議会、ひっとプランのグループ活動、老人会活動へ参加し、連携を強化していく。

各地区との共通の連携方法

各地区との連携について、共通しているものは下記の通りとなります。

- ・樽町 CP の運営に関する運営協議会
- ・地域ケア会議
- ・エリア内の地域密着型サービス事業所における運営推進会議・介護医療連携推進会議
- ・地域福祉保健計画地区別推進委員会
- ・民生委員児童委員協議会
- ・地区社会福祉協議会、サロン、老人会、イベント等

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

当施設が担当する4つのエリア（綱島・樽町・大曽根・師岡）は、4者4様であることから、全てを一括りにした形の支援はできません。そのため、行政や区社協並びに地域の関係団体との連携は不可欠であり、日常的に地区担当者と連絡を密に取りながら、各地区の実情に合わせた支援が丁寧に行えるよう努めてまいります。

そして、地域の関係団体との関りにつきましても、各地区の連合町内会と地区社会福祉協議会、民児協、保健活動推進委員会、老人会等の既存組織とも定例会や様々な活動の場等に参加しながら、連携を図り、個別支援や地域支援を行います。また、区内他の地域ケアプラザとも足並みを揃えながら、区域での動向や情報も常に共有しながら、足並みを揃えた支援も行っていきます。

主な連携の場として

- ・定例カンファレンス
- ・地域ケア会議
- ・地域福祉保健計画地区別策定推進委員会（ひっとプラン港北）
- ・ひっとプラン港北サポートスタッフ会議（各地区）

- ・職種別連絡会（包括3職種分科会、地域活動交流、生活支援）
- ・施設間連携会議
- ・高齢者支援ネットワーク会議
- ・自立支援協議会
- ・ココアアプリ編集会議
- ・ガンバ港北
- ・地域密着型サービス事業所における運営推進会議・介護医療連携推進会議 他

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

私たち法人の理念は、障がいの有無や年齢に関わらずだれでも当たり前の生活が地域の中でなしている、またその人らしくよりよく生きることが叶う、そんな社会を創りだすことにあります。そのために、それぞれの施設が持っている当然の役割に加えて、出会うこと、知り合うこと、支え合うこと、これらを地域の中で支援するべく、以下を宣言します。

1. 「共生」を旗印に、地域の中で誰もが安心して共に生活できることを目指し、また、地域へ進んで乗り出し、地域とともに歩み、汗し、息づく活動であること
2. 無知、無理解、偏見、差別という過程を超えるため、障がい当事者等との出会いの場をつくり、障がい当事者等が地域、社会、そして制度を創っていくことを協働すること
3. 障がい当事者等の自立、主体性、参加、選択、決定を大きな柱にして、施設の枠を超え地域で生きることに関心をもち、ノーマライゼーション理念の実践体たること

以上の法人の理念の下、誰でもが共に生き、共に育ち合う地域社会の実現に取組み、地域に根差し信頼される法人を目指しています。港北区に誕生して30年が経ち、この間、市内に48ヶ所を超える高齢系と障害系、児童系の入所と通所、居宅支援と多岐にわたる事業展開を行い、障害系事業では特に重度の方の支援を中心にしてきました。

当法人は、その名の通り地域社会の幸せをプロデュースすることで、地域に共生の文化を作ることとを目的として、当法人の持つ専門性やノウハウを活かし、施設や地域の課題に取り組んできました。また、幅広い事業を展開していることで、ダイバーシティの推進やSDGsの理念にも通じる取り組みを進めています。

一方で、「誰一人取り残さない」という共生社会の実現のためには、当法人で働く職員たちの育成や意識改革、健康管理も重要な要素と考えています。

毎年『研修ノート』を作成し、法人の全職員対象の人権研修や基礎的専門講座、分野別専門研修、施設ごとの研修等、職員だけでなく地域住民や他法人職員等にも開放した公開講座も多数開催しています。この研修制度があることで、職員の知識、技術、意識の醸成につながっています。令和5年度からは、ストレスの多い対人援助職のため「アンガーマネジメント研修」も採り入れました。

また、近年の虐待防止に関わる対応を強化すべく虐待防止委員会も設置し、利用者様への配慮と共に、職場環境の改善にも力を入れています。「中央衛生委員会」では、職員が仕事にやりがいを持

ち、自身の健康管理にも気を配り、働きやすい健康な職場環境作りを推進することを目的とし、法人内の課題の共有化を図っています。法人全体で取り組むことで、働き方改革にも速攻で対応することが出来ています。ストレスチェックも 50 名未満の事業所にも行い、職員全体を視野に入れたきめ細やかな対応を行っています。

当法人が運営するケアプラザは港北区内に 4 ヶ所あり、それぞれの地域課題に取り組んできた結果、今では、地域になくてはならない存在となっています。「何か困りごとがあったらケアプラザに相談に行く」という声を多く聞きます。

港北区の中に、地域ケアプラザと障害系施設を運営している強みを生かし、地域課題に向き合い、地域の方々と共に築いてきたものを大切にしながら、今後も地域共生社会の実現を主導する役割を果たしてゆきたいと思います。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

法人全体の令和 6 年度予算は、約 40 億円弱の事業活動収入を見込んでいます。

前年度は、医療的ケア多機能型拠点の建設費の法人負担が 2 億 5400 万円あり、2 億 2200 万円弱の赤字でしたが、今年度は新設施設がまだ軌道に乗っていないことや報酬単価の切り下げの影響もありますが、収支的には何とかバランスが取れる予定です。

予算計画及び執行にあたっては、制度改正や経済情勢変動、ご利用者の増減等にも対応すべく合理的で安定的な経営基盤を目指して、法人全体を視野に入れた計画的な執行を行なっています。

また、特定社会福祉法人として、平成 29 年度から監査人を導入したことで、財務管理やガバナンス等の向上にも繋がっています。

また、法人税等は収益事業を行っているため、毎年度正確な税務申告を行い、市・県民税を納付すると共に、一般会計においても消費税や固定資産の税務申告を適正に行い、遅滞なく納税を行っています。

安定した経営の継続のため、施設ごとの独立採算制を採りながら、余裕のある事業所からは法人への繰入を行うなど法人の財政基盤を築き、社会福祉に再投資して、新規事業所等の立上げ時の経費等を法人が負担し、繰入や短期貸付を行い財政状況の健全性を確保しています。また、財源の有効活用として、様々な社会貢献活動も行っています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザでは、地域活動交流・地域包括支援センター・生活支援体制整備事業・居宅介護支援及び通所介護等各事業を円滑かつ相互の相乗効果をさらに高めて行くためには、職員の確保や体制基準に基づく、適正な人員配置は最低限の必要要件と考えています。

従って、現在の樽町地域ケアプラザの職員配置につきましては、質の高いサービス提供とサービス

の充実を目指して「地域に信頼と頼りになる施設づくり」を推進して行きたいと考えた職員を配置していきます。

なお、所長(予定者)につきましてはケアプラザ所長歴が10年を超えており引き続き地域との連携を図ってまいります。

基本的内容

(1) 職員の確保について

日頃から職員とのコミュニケーションを大事にして情報交換・相互理解に努めることが、仕事に対するモチベーションを高め、職員の安定確保に繋がっているものと思います。

(2) 半年毎に全職員面談を実施し、職員との話し合いの中から意向や要望を聞いてまいります。

また、その中から課題解決や目標設定を行い業務に活かしています。

(3) 必要な有資格者・経験者の確保策

現職の職員の資格取得及び経験者については法人の自主研修助成制度等も活用しながら資格取得及び自己研鑽のサポートをしてまいります。

また、欠員が生じた場合は法人内及び非常勤職員から常勤職員の登用、職員関係者からの紹介制度も活用し、人材の確保に努めます。

(4) 現状の職員配置状況(令和7年2月1日現在)

所長(施設管理者)・・・常勤1名

地域活動交流・・・・・・常勤1名(コーディネーター)

非常勤7名(サブコーディネーター)

地域包括支援センター(分室含む)・・・

・常勤6名(保健師・経験のある看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士)

・介護予防支援・・・・・・非常勤8名(介護支援専門員・社会福祉士)

生活支援体制整備事業(分室含む)・・・・常勤2名

居宅介護支援・・・・・・常勤2名非常勤2名(介護予防支援兼務2名)

通所介護・・・・・・常勤2名(生活相談員兼介護職員1名・看護師1名)

非常勤29名(看護師・介護職員・運転手)

事務職員 常勤1名(庶務・経理等関係)

非常勤3名(地域包括支援センター・デイサービス)

合計・・・・・・62名・(常勤職員15名・非常勤職員47名)

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

研修について

サービスの充実向上と適正円滑な事業運営の維持向上を図るため、毎年度職員研修計画に基づき、内部研修・法人研修・行政研修・外部研修等体系的に実施して知識、技術、技能等スキルアップを目指します。

研修計画概要

- ①施設内研修（毎月定例の研修・新任研修・個人情報保護及び人権研修他）
- ②法人研修（新任研修・各種専門職種研修・部門間合同研修・業務研修・人権研修他）
- ③市・区役所関係研修（地域活動交流事業職員・地域包括支援センター職員専門職他）
- ④市・区社協関係研修（新人研修・基礎研修・中堅研修・管理監督者研修・専門他）
- ⑤介護保険事業者研修（義務付け研修・任意研修他）

その他

個人情報保護・救急法・感染症予防や通所介護部門の年間を通した研修等は、現在ほぼ定例化されていますので、それらを計画的に実施して行きます。

法人のケアプラザ合同の研修も、現状に準じ継続していきます。新採用常勤であれば法人主催の必須研修もあります。

また、法人独自に「研修ノート」を作成し事業所間で年間計画がわかり、参加できるように工夫しています。外部研修も積極的に活用します。

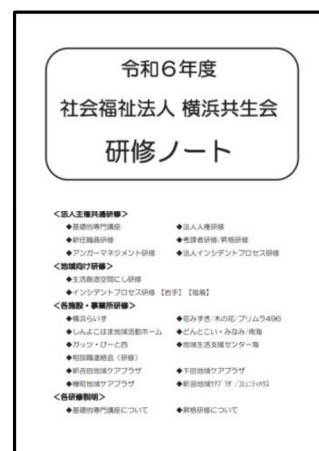
外部からの案内を所内メールや紙ファイルで職員に周知し、希望・必要に応じて、勤務内で派遣します。

法人研修計画

- ・「研修ノート」において各事業所の年間研修計画作成
- ・基礎的専門講座
- ・目標達成プラン
- ・法人ケアプラザ合同研修

主な内容：運転研修・メンタルヘルス研修・認知症研修・
各部門の理解等

- ・法人人権研修



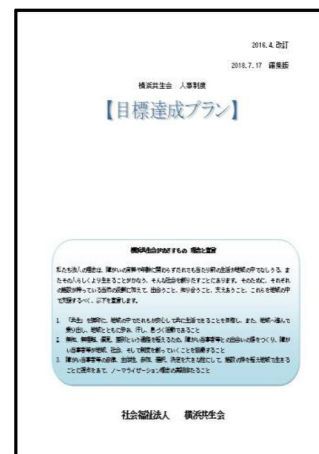
事業所研修

- ・樽町地域ケアプラザ職員年間研修計画
- ・各部門年間予定表を作成し内・外部研修へ参加。

育成について

職員育成システムとしては、常勤職員には法人の

「目標達成プラン」という目標管理・面談のルーティンがあります。各職員が年間の目標設定シートを作成し、振り返り、評価する等、自己研鑽の機会を設定し、やりがい・働きがいの感覚を醸成することで、職員の定着化を図っています。パートタイム職員についても、普段のミーティングや定期面談等を通して、やりがいやスキルを高めます。



目標達成プラン

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

施設も20年を超えています。安全確保及び長寿命化の観点から日頃より不具合等を記録し、早期に発見、把握し、施設を適切に維持保全していくことが重要となります。

施設を安全かつ安心して利用していただくためには、日々の管理が重要と考えます。

そこで、施設・設備の保守・管理については横浜市建築局保全推進課が策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理点検マニュアル」に基づき施設・設備の定期的な点検を実施し、横浜市への報告を行います。

さらに、施設管理の安全性を高めるためにも積極的に研修に参加し保守管理に努めます。

なお、総合設備点検、空調設備、消防設備、電気設備、機械警備、害虫駆除、エレベーター及び自動ドア等の定期点検については専門の委託業者と契約し実施してまいります。

また、法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと日常点検として職員による巡視点検を行い、日常の衛生管理についてもご利用される方が快適に使用できるよう、清掃・備品管理に努めてまいります。

予定実施内容

(1)維持保全業務の遂行にあたり、次の基本方針を踏まえて実施いたします。

- ・施設を安全かつ衛生的に保ちます。
- ・施設の機能及び性能等を保ちます。
- ・合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めます。
- ・建物や設備機器等について点検を行い、劣化・破損等の早期発見に努めます。
- ・環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努めます。

(2)日常の維持管理について

- ・清掃(委託業者)
- ・設備、防火、防犯点検(委託業者・職員)
- ・建築物、設備自己点検(職員)

(3)定期の維持管理について

- ・定期清掃(床・窓・照明・空調・害虫駆除：委託業者)
- ・エレベーター、自動ドア点検(委託業者)
- ・消防設備点検(委託業者)
- ・建物、設備総合点検(委託業者)
- ・電気設備点検(委託業者)

(4)修繕計画

- ・年度ごとに少しずつ修繕が出るよう計画します。

水道関係(トイレ、排水管、蛇口等)、電気関係(蛍光灯、スイッチ)、備品関係の修繕(備え付け棚、諸室のドア)

(5) その他

横浜市の公共建築物の保全に関する研修へ参加し適切な施設管理に努めます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

ご利用される方に安心、安全に施設をご利用していただけるようにすることは指定管理者として最も重要な責務と考えております。

従って、マニュアルの整備や職員の意識づけはもちろんのこと、事故時・緊急時に「人命最優先」を念頭に置き的確に対応できるように港北消防署のご指導のもと訓練を行ってまいります。

さらに、福祉避難所の機能を発揮できるよう応急備蓄管理やマニュアルの整備等、常に適切な維持を行います。また、地域と日ごろから災害時の役割や対応について情報を共有してまいります。

事故防止

事故防止マニュアルに基づき日々ご利用者の安心・安全及び施設に対する信頼を高める努力し、さらに安全点検及び職員教育等の研修を実施し事故防止対策の徹底に努めます。

- ・日々の設備器具等の安全点検を行うと共に朝夕の職員ミーティング時及び定例の職員会議時を通じて事故防止対策の徹底を図ります。

- ・事故防止強化月間を定期的に設定し「自己チェックシート」「安全運転チェックシート」等を活用し全員の自己診断チェックを行い事故防止に対する意識啓発を実施する。

- ・ご利用される方の安全を第一に考え、施設内に事故につながる危険個所が潜んでいいか法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと、日常点検として職員による巡視点検を行い早期に発見、把握し必要に応じ対策を講じます。

緊急時の対応

事故発生時には「人命最優先」のもと、「事故防止・事故対応マニュアル」を活用し迅速に対応に当たります。また、同時に事故状況の確認及び情報を収集し、横浜市、港北区及び法人にその旨を報告するとともに事故対応を適切かつ迅速に行います。

さらに、指定管理者の責めに期すべき事由により損害賠償が発生した際にはその損害を賠償し、再発防止に努め責任義務を果たします。なお、緊急時の連絡体制につきましては職員専用の緊急連絡網を使用し連絡体制を整えます。

また、急病時の対応として利用者の急病やケガ等に関して、看護職員のみならず、職員の誰もが応急手当てを心がけるなど速やかな対応ができるようにするとともに、医療機関への連絡などの確な対応を行います。

また、緊急時には救命救急講習における救急救命活動及びAEDを使用し、ご利用される方の人命を最優先とします。

事件防止

館内外の巡視点検の際に不審者や不審物の発見に注意をしながら見回るとともに、施錠の確認、照明器具の故障、放火などにつながるものがないか等の確認を行います。地域の警察とも情報交換を行い防犯に努めます。

また、来館される方には入口で必ず顔を見て挨拶を行います。顔を見て挨拶することにより防犯意識を高めます。

さらに、ご意見ボックスを設置しご利用者からの意見もお聞きしながら安全管理に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時には地域ケアプラザの役割である、地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方を受け入れるための二次的な避難所である「福祉避難所」を開設するため、日ごろから災害に対する意識を持ち、防災訓練時には開設に関する訓練を実施いたします。

事前準備

福祉避難所の開設については防災訓練において、全職員に周知徹底を図ります。また、応急備蓄の保管場所についても防災訓練時に確認し非常時に備えます。

運営方法

震度5強以上の地震及び他の災害等において開所時間外の場合、職員を参集し「福祉避難所開設・運営マニュアル」・「指定管理者災害対応の手引き」に沿って、福祉避難所の開設準備に入ります。さらに福祉避難所開設要請時は区役所、関係団体等と協力し対応に当たります。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

防災

ご利用される方の安全のため、職員の誰もが自然災害(地震、風水害等)や火災などの発生時に対応できるように防災訓練を年4回実施します。その際に災害時に行うべき優先行動を把握し、災害の際に行うべき行動に漏れがないように、実際の災害を想定した訓練いたします。

また、施設をご利用される方に対しては初回施設利用時及び1年に1回避難誘導路の説明をいたします。

防災訓練内容

- ・災害に応じて初期消火・避難誘導・通報・館内放送が行えるように訓練いたします。
- ・疑似体験用ができる体験訓練を実施します。
- ・消火器、避難口の確認を反復して行います。

災害時の対応

災害時の対応につきましては港北区防災計画に基づき関係機関と協力して人命最優先で職員が対応に当たります。特に安全確認・被害状況などは迅速に行い港北区へ報告します。

風水害時の対応

台風や豪雨などの風水害は、正確な気象情報を収集することにより、予想される事態において、早

めに避難するなどの対策を取ることができ、浸水想定区域内にある樽町地域ケアプラザでの被害を最小限にとどめることができます。

情報収集においては、テレビやラジオで発表される気象庁からの警報・注意報や、消防団、警察署、市・区のSNSや横浜市防災情報などを活用し、迅速に対応いたします。

感染症の発生時の対応及びまん延防止

感染症の発生時の対応及びまん延防止のため必要な体制を整え、安心安全にご利用していただける施設を目指します。

- ・月1回事業所内での衛生委員会開催で情報共有
- ・年3回法人内での中央衛生委員会の実施。
- ・感染症の発生時の対応及びまん延防止に関する協力医への相談及び助言

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

貸館

利用を希望される団体には、「団体登録」の種別に従って異なる条件でご利用いただきますので、登録時の種別判断には適正を期します。また、月1回の「貸館受付会」で利用希望枠が重なった場合、団体どうしの話し合い・譲り合いで調整していただきます。そして、今後も1階正面玄関横に貸館の空き状況や夜間開閉館状況を記したカレンダーを掲示し、各団体が平等かつ確実に予約手続きができるよう継続案内していきます。

また、実施されているイベント内容にも気を配り、公的施設としての中立性担保に努めます。

相談

利用者・家族の「困りごと、希望する事」に応じて、介護サービスをはじめ介護保険以外のサービス、支援、集いの場など総合的・効率的に支援が届くよう、提案および調整など支援しています。また、介護サービス等が特定の種類や事業所に不当に偏ることのないよう公正中立な情報提供・調整に留意して支援業務を行なっています。

これは、当ケアプラザの地域包括支援センターが相談者と居宅介護支援事業所を繋げる場合も同様です。「必要な情報提供のもと、利用者・家族の希望を聞いて調整など支援する」事を徹底しています。

通所介護

地域に根差したデイサービス施設として、ご利用者の心身状況やご家族等の条件にかかわらず“この町にお住まいの方は、どなたでも”受け入れることに努めます。認知症の方、介護度の重い方、医療対応が必要な方などどのような方でもケアマネジャー及び関係者と連携し、専門性を持った対応をいたします。また、そのための人権意識・介護技術の研修を継続します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

お客様の満足度は、お客様が「自分の意見・希望が実現した」と感じる時に高まる、と考えています。職員がベストを尽くしながらもそれが独善となることのないよう、ご利用のお客様や地域の方々が意見・苦情を伝えやすい雰囲気づくりに努めます。

具体的には

- 1 明るい挨拶をはじめとして、職員側からのコミュニケーションを図ります。
- 2 掲示物・ご意見箱やアンケート調査で、意見・苦情を聞きたい旨をアピールいたします。（ご意見箱は事務所から見えない場所に設置します）
- 3 運営協議会・地域の方の会議等で率直な意見交換を行います。
- 4 区内のケアプラザで統一の様式を用いたお客様アンケートを、今後も年1回実施します。抽出した課題は各部門の会議等で検討して対応策を講じ、アンケート回答結果とともにお客様への個別配付や情報ラウンジの「開示情報」コーナー・壁面掲示等で公表します。
- 5 苦情に関しては、当法人では苦情解決調整委員会およびその第三者委員を設置し、各事業所の責任者等も定めた体制ととっています。
- 6 館内にご意見ボックスを設置し、改善につい止めてまいります。
- 7 ご意見・苦情は初期対応が大切となるため、統一した初期対応マニュアルで対応いたします。
- 8 苦情受付担当者及び責任者が不在の場合、どの職員でも不在時の対応ができるように研修を行います。
- 9 利用者等から寄せられた苦情等は苦情受付書に記録し、「内容→想定原因→対応経過→結果→再発防止」の順番で対応していきます。



苦情解決第三者委員用ポスト

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護

個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であると考えます。そこで、個人情報の取り扱いに関する体制・基本ルールを策定し、保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する社会的責任を果たすことを目的に、「横浜市の個人情報の保護に関する条例」等に基づき全職員に対し研修を行い、「個人情報の保護」の理解に取り組んでまいります。

- (1) 毎年、全職員を対象とした個人情報保護に関する研修を実施し、個人情報漏えい防止チェックシートに記入し「個人情報保護取扱い遵守に関する誓約書」に全職員が署名し職員の認識・理解度を確認いたします。
- (2) 新採用職員については新任研修を実施し(1)を盛り込みます。

- (3) 朝礼及び各会議において定期的に唱和を用いて、個人情報保護等の取扱いに関する確認を実施し個人情報漏えいの防止に努めてまいります。
- (4) 「全体マニュアル」・「各部門マニュアル」を作成し、周知徹底を図り個人情報漏えいの防止に努めます。
- (5) 個人情報の利用目的、基本方針については施設内に掲示し、ホームページにも掲載しております。
- (6) 提供票、請求書、領収書等で個人情報を含む内容をFAX、郵送する場合は必ずダブルチェックを実施し、誤送付や誤送信を未然に防ぐ努力をしてまいります。
- (7) 法人内の「個人情報管理委員会」や法人定例会議の「運営会議」「連絡調整会議」において事例検討などを行い、法人全体で個人情報・情報の公開への取り組みを行ってまいります。
- (8) 横浜市が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加することはもちろん、職場内研修として、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の全職員へ周知徹底を図ります。
- (9) 法人の定める「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報管理規定」や「職員倫理規定」に基づく行動指針等に従い適正・適切な個人情報の管理に取り組んでまいります。

情報公開

施設を安心して利用できるよう理解と信頼を促進することを目的に、法人の「情報公開規程」に基づき、市に準じた情報公開をいたします。

法人や各事業所の運営状況等については、機関誌や法人HPを通じて広く公開すると共に、施設内においても常時見られるよう、掲示・配架等いたします。また、開示請求等に対して適切に対応します。

人権尊重

私たちは横浜市の施策である「横浜市人権施策基本指針」に従い、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

また、法人主催の人権研修においても、日々の業務を見直す機会と捉え、常に人権尊重を意識してまいります。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮

公共施設を運営する上で環境への配慮は欠かせないものです。施設全体で環境問題に意識を持って研修・教育を行い、2023年度から始まった「ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画」に沿ってプラスチックごみの削減を重点的に進めるとともに、3Rや安定的なごみ処理に取り組んでまいります。また、ごみ減量化や分別を積極的に実施し資源の有効活用に努めるとともに、省エネ対策に取り組めます。

ごみの分別を積極的に進め、缶・ビン・ペットボトル・古紙・プラスチックなど、日ごろから分別に心がけリサイクルへの意識を高めます。すぐにごみとなるものを購入しない、もらわない、リサイクルしやすい製品を使用するなど、ごみそのものを減らす努力を行います。中でも特に、リデュース（発生抑止）の取り組みを重視し、使い捨てのものを使用しないことや繰り返し使える容器の使用、物品購入の際も梱包せずにリサイクルコンテナを使用している業者を選び梱包素材の無駄を省くなど、日々の積み重ねに努めます。

省エネ対策として、空調・照明・電気機器などの節電及びクールビズ・ウォームビズ等を推奨し、貸館利用者等にも理解を求めます。施設には、自動水栓や、夜間電力使用可能の床暖房設備がありますし、“節水コマ”や「音姫」等の節水装置も導入しながらそれらを適切に活用します。

また、LED化にも積極的に取り組み節電に心がけてまいります。

市内中小企業優先発注

指定管理者として「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、修繕等の工事の発注、物品や役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めます。

現指定管理期間の実績で高額のものとしては、建物・設備の清掃や保守は、指名競争入札を行いつつ、一貫して市内中小企業に委託してきました。今後も、規程に従って指名競争入札や見積り合わせを行う場合には、市内中小企業を優先し、受注機会の拡大を図ります。

男女共同参画推進等

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を実行すべく、「横浜市男女共同参画推進条例」に沿いながら、人権研修等を活用して推進してまいります。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

毎月1日の日に貸館受付会を実施し、登録されている福祉保健活動団体や福祉保健支援団体に対して、活動のための会場確保の支援を行っています。また、登録団体の紹介コーナーも好評で、活動のPRや参加者募集を行い、各団体と地域住民の橋渡しを行いながら、それぞれの活動の裾野を広げるための支援を行っております。そして、利用団体には、活動を通じて社会資源化を目指し、地域へ広く受け入れられる団体に育成し、積極的なボランティア活動等へと結び付けていきます。

これまで課題としてあげていた、稼働率の低調な夜間時間帯について、各団体への周知として、団体へのPRや広報紙、施設ホームページ等を活用して利用促進を図っており、着実に増加しております。今後も利用促進に向けて、若い世代向けの利用や参加を狙い、夜間帯での事業開催等、利用者の視線を大事にしながら、誰もが分かりやすく利用しやすい施設を目指します。

日中の稼働率は平均45%前後の利用となっていることから、引き続き空室の多い夜間帯の利用

促進を最優先課題としてとらえ、上記取組みを継続しながら、15%を目標に掲げながら、場の提供に努めます。

地域住民への情報提供につきましては、4連合町内会（約50の自治会町内会）協力の下、各班回覧をはじめエリア内を中心にした各種関係機関や施設等に毎月1回広報紙を発行しております。特に綱島エリアについては、シニア向けの情報誌「つなGO」や「イベントカレンダー」も定期発行しており、今後も地域への情報発信や利用促進に活かしていきます。また、各職員が地域の会合や活動している場に随時訪問し、的確に事業等の周知や情報提供等も継続していきます。

さらに、幅広い世代に情報を届けるため、ホームページやSNS（ブログ・Instagram）を活用し、施設事業や地域活動を随時紹介。そして、地域の発行物（イベントカレンダーや機関紙など）や地区独自に開設しているホームページ（綱島・大曽根・樽町・師岡）にも、ケアプラザ事業を掲載してもらい、あらゆる広報媒体を活用しながら、より多くの住民への情報提供を行い、地域に身近な施設として利用を促し、相談等にもつながるよう努めます。

[参考実績]

（1）登録団体数（合計93団体）※令和6年12月末現在

（内訳）福祉保健活動団体：54 福祉保健協力団体：25 目的外利用団体：14

（2）過去3年間の利用者数及び、利用件数と稼働率 ※令和6度は12月末現在

令和4年度15,117人 1,091件 全体：36.4%（昼間：44.5%・夜間：6.7%）

令和5年度16,799人 1,150件 全体：38.2%（昼間：47.0%・夜間：5.5%）

令和6年度11,977人 787件 全体：38.1%（昼間：45.9%・夜間：9.3%）

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

地域の身近な相談窓口として、地域住民の生活を支援するための幅広い相談に応じ、関係機関との密接な連携体制の構築と維持に努め、相談者と一緒に課題に取り組みます。特に、当施設は、人口が8万人を超える市内一の広域エリアを担当するにあたり、円滑に効率良く効果的に相談対応ができるよう、平成28年度より開設した「つなしま相談室・交流室」も綱島地区の拠点として担いながら、より一層相談業務の体制強化に努めていきます。

子育て支援や障害児（者）支援については、地域の身近な相談窓口として位置付けられるよう、日頃より、地域活動交流部門と共に貸館や事業等を通じながら周知しております。そして、区役所をはじめ各関係機関や地区民児協等の関係組織と日頃からの業務連携を図りながら、当事者やご家族の負担や不安を抱えさせることなく、課題解決へ導くべく相談窓口のワンストップサービスを実践していきます。

さらに、運営法人の強みとして、区内の地域活動ホームをはじめ、基幹相談支援センター、生活支援センター等の各施設とも日々協働することを積み重ね、年齢や障害の有無に係わらず地区の実情に沿った相談支援の体制構築を共に目指します。

主な関係機関との連携構築の場として

- ・ 定例カンファレンス
- ・ 職種別連絡会（地域活動交流、生活支援、包括 3 職種各分科会）
- ・ 高齢者支援ネットワーク会議
- ・ 港北事業者連絡会（ガンバ港北）
- ・ 地域事業所運営推進会議
- ・ 港北区自立支援協議会 他

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザの機能や役割を果たすためには、部門や業務を越えた横断的な職員間の内部連携と、地域を包括的に支援するため、日頃からの関係機関との連携も必須であると考えます。

1. 部門間連携

各職員が足並みを揃えて、効率的効果的に職務を遂行するため、毎年職場の年間目標を掲げております。さらに、定例職員会議等で各事業の進捗状況や課題・問題等の情報交換を行い、全職員の相互理解と共通の認識を常に深めながら、連携を図っております。

我々は「チーム樽」を合言葉に横浜市樽町地域ケアプラザの職員としてご利用される方に接します。

[施設運営管理及び職員間連携の場として]

(1) 情報共有として

- ・ 事務所ミーティング
- ・ デイサービスミーティング

(2) 施設の運営管理及び業務等の検討の場として

- ・ 運営連絡調整会議
- ・ 協力医ミーティング
- ・ 各部門会議（地域活動交流・地域包括支援センター・デイサービス・居宅介護支援）
- ・ 看護師会議
- ・ ドライバー（送迎担当職員）会議
- ・ 各委員会（保健衛生、事故防止・再発防止、個人情報漏えい防止、定例防災・施設管理）

(3) 運営法人による部門別会議（新吉田・下田・樽町・新羽の 4 館）

- ・ 地域活動交流、地域包括支援センター、通所介護、居宅介護支援（4 部門）

2. 関係施設、関係機関等との連携

地域ケアプラザの機能や役割を発揮するためにも、担当エリア内外を問わず、各分野の関係機関をはじめ、地区センター・コミュニティーハウス、さらには小中学校等との連携も大変重要と考えています。常に互いの役割を理解しながら、ケアプラザが地域の身近な窓口となり、関係

機関へつなぐ役割も担える存在として機能できるよう、顔の見える関係構築に努めます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域の関係団体や関係機関との協働を第一として考え、各職員が連携を図りながらネットワーク構築に取り組めます。

- (1) 地域の関係団体・組織（自治会・町内会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・老人会等）との連携をさらに深めるため、日々の各種会合やイベント等へ積極的に参加し情報交換や情報提供等を行います。
- (2) 関係機関（区役所・区社協・各施設・事業所等）との会合や情報交換等に積極的に参加し、各種調整や双方向の遣り取りをしながら、連携強化に努めます。
- (3) 各種会合や地域活動の支援及びイベント等を通じて、様々な地域のネットワークの構築を支援し推進します。地域福祉保健計画（「ひっとプラン港北」）の推進に対して、地域活動交流及び生活支援両コーディネーターと地域包括支援センター職員が中心となり、各地区における地域福祉のネットワーク構築や強化を目指し、地域力をさらに高める働きかけを区行政等関係機関とともに進めております。
- (4) 個別の相談ケース等を分析しながら、この地域における課題や問題を把握し、地域の関係団体や関係機関とのネットワーク等を通じて、誰もが住みやすく安心して生活できることができるための、「横浜型地域包括ケアシステム」の構築を目指します。
- (5) 樽町地域ケアプラザ分室（つなしま相談室・交流室）を起点とした、綱島エリアにおける、地域の関係団体との連携強化に努めます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

次期指定管理期間においても、区政運営方針と連動しながら、地域ケアプラザとしての役割をブレずに担ってまいります。特に柱となる「安全安心に暮らせるまちづくり」や「地域で支え合う福祉・保健のまちづくり」を中心に地域住民の「自助」「共助」の意識が高まり、実践できるための仕組みづくりや支援を積極的に行ってまいります。

また、高齢者、障害児者、子育て支援の分野を中心に、地域住民が主体として互いに支え合いながら、安心して暮らせる町を目指した事業を積極的に実施します。

○ひっとプラン港北地区計画策定推進支援

- ・情報発信、情報共有の支援
- ・子育て、見守り、交流などの地域活動等の支援
- ・災害に強いまちづくり
- ・災害時要援護者支援
- ・サポートスタッフ会議 他

○子育て支援

- ・赤ちゃん会
- ・子育て支援者会場
- ・パパの子育て教室
- ・近隣保育園等との連携（にこにこ広場）
- ・小中学校、地域子育て支援拠点どろっぷサテライトとの連携 他
- 高齢者支援・介護予防支援・健康づくり
（港北区アクションプランの推進継続）
 - ・地域ケア会議
 - ・生活困窮者支援（就労支援や家計相談など）
 - ・介護予防普及強化事業の実施（GoGo！健康講座ほか）
 - ・元気づくりステーション運営支援（綱島東、大曽根）
 - ・サークル支援（地域の団体や自主グループ等）
 - ・高齢者支援ネットワーク
 - ・高齢者虐待防止連絡会
 - ・認知症キャラバンメイトの育成支援
 - ・認知症サポーター養成講座の開催（学校、銀行、企業、老人会、町内会など）
 - ・認知症初期集中支援チームへの積極的な参画
 - ・よこはまシニアボランティアポイント
 - ・ウォーキングポイント
- 要援護者支援
 - ・一人暮らし高齢者見守り事業
 - ・災害時要援護者支援（ひっとプラン港北地区計画事業も含む）
- 障害児者支援
 - ・基幹相談支援センター、生活支援センター等との連携
 - ・自立支援協議会
 - ・精神保健福祉サロンの継続支援 他
- その他区行政との連携の手段
 - ・港北区主任ケアマネジャー連絡会
 - ・社会福祉士分科会
 - ・看護職分科会
 - ・地域活動交流コーディネーター連絡会
 - ・生活支援コーディネーター連絡会

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

これまで区役所、区社協と共に4地区（綱島、樽町、大曽根、師岡）の計画策定及び推進のための支援を行ってきました。地域ケアプラザの役割として、日頃より、各職員が地域の活動や取組などにも積極的に関り、地域との関係づくりに努めておりますが、今後も、その中で各地区の特長や強みを理解し、自助や共助を主とした地域力を向上させることを第一に考えながら支援を進めていきます。

職員間でも、地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援の5職種が共通理解の下、一貫した支援が必要であり、サポートスタッフとしての意識も持ちながら、日常業務と計画推進を連動させながら取り組んでまいります。

〔ひっとプラン港北推進支援〕

各地区の会合や事業、区・区社協との3者によるサポートスタッフ会議などに参加し、計画推進のためのサポートを行います。

① 綱島地区計画推進委員会

(交流・情報部会、見守り・支援部会、子育て支援部会)

② 思いあいのまち樽町 樽町地区計画推進部会

(子育てグループ、交流グループ、かがやきグループ)

③ ハートフル大曽根

(交流グループ、見守り・ささえあいグループ、安全・安心グループ)

④ わがまち師岡 師岡地区計画推進委員会



樽町「かがやきグループ」

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

次期指定管理期間についても、これまで同様に高齢者、障害児者、子育て支援を中心に区役所・区社協・地域の関係団体及び地域包括支援センターと連携を図りながら各種事業を実施します。

定例事業については、現状にとらわれず、利用者のご意見ご要望に耳を傾け、ブラッシュアップをしながら内容の発展充実をさせ、地域の福祉保健拠点となるケアプラザが、より身近な施設として位置付けられるよう努めてまいります。

また、コロナ禍によって閉会や休講などに陥ってしまった事業に関して、改めて、地域のニーズに叶う内容であるかどうかを再検証し、必要に応じて事業を再開していきます。

〔主な自主事業〕

(1) 高齢者支援事業

① 自主事業等

・ GoGo 健康講座

(介護予防、フレイル予防、生きがいづくり)

・ 認知症支援事業

認知症カフェの企画運営「たるちゃんカフェ」

認知症サポーター養成講座

・ 権利擁護普及啓発事業

(成年後見制度、遺言、相続など)

・ 出張講座 他

② 主な自主グループ、自主運営化団体

・ ミニデイサロン「ふれあい広場花しょうぶ」

・ 介護予防体操サークル

「すみれのびのび体操」、「さわやか体操」、



GoGo 健康講座 つなしま交流室



師岡わあいわあい広場 出店協力

「はなみずき体操サロン」、「師岡いきいき体操」、
「大曾根らくらく体操」

- ・元気づくりステーション 綱島東地区・大曾根地区（ガーデンズ大倉山）
- ・「スリーA たる」「はちみつクラブ」（スリーA 支援者養成後の自主サークル）
- ・「数独会」（介護予防目的の会）
- ・趣味活動
- ・モルック体験、ボッチャ体験 他

（２）障害児者支援事業

- ・障害児支援事業の立ち上げ

自立支援協議会、地域活動ホーム、学校等との連携と具体的事業の検討を重ねながら、当事者及び家族と地域を結ぶ取り組みの創出。

- ・精神福祉保健サロンの支援「ミニ樽サロン」
- ・中途障害者支援

地域活動センターや作業所などとの連携による支援

それぞれの事業を通じて、地域住民の障害児（者）の理解や、当事者やご家族が、共に地域の一員としての繋がりをもっていただく機会としての橋渡しが出来る仕組みを構築します。

- ・「心のバリアフリープロジェクト」

当法人運営のケアプラザ４館がそれぞれの視点で、障害者支援をテーマに自主企画事業を実施します。

（３）子育て支援事業

- ・「パパと一緒に赤ちゃん会」

家族参加型の内容で

（親子遊び、読み聞かせ、救急法）で
親同士による情報交換や交流を図ってもらう。

- ・「たるちゃん文庫」 他

区内でも年少人口比率が一番高い樽町地区をはじめ、他地区もマンション等の集合住宅が急増する中で、子育て支援に関するニーズも多いプラザとなっています。妊娠婦期から就園就学期を経て成長する過程の中で、様々なライフステージを途切れることなく支援できる仕組みづくりが必要です。ケアプラザとしても、区役所、学校をはじめ、地域子育て支援拠点どろっぷや地域の支援者（主任児童委員の方々等）と協力し合いながら、その一翼を担います。



パパと一緒に赤ちゃん会



師岡小学校まち探検

(4) 次世代育成、ボランティア発掘育成

- ・よこはまシニアボランティアポイント
- ・学校との連携
生徒児童の福祉教育等の周知啓発
(総合学習や人権学習等の支援)
- ・おすすめ活動ガイド



ご近所の先生「清少納言と紫式部」

(5) その他一般向け

- ・ご近所の先生シリーズ
- ・「囲碁将棋サロン」
- ・「樽ケアまつり」
- ・「みんなのたまり場クリスマス会」



ご近所の先生「ラジオ体操講座」

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

[団体への活動支援]

つなしま交流室も含め、地域の福祉保健活動を主に行う団体に対して、より優先的に会場確保を行います。また、既存の団体が、より専門的な福祉保健活動へ発展できるよう、随時、施設側からも情報提供や提案等を積極的に行い、各団体の専門性を活かしながら、潜在的な活動力が発揮できるよう支援していきます。

[地域への発信と場の提供]

「貸館利用団体紹介コーナー」を活用し、これからも地域に身近な活動団体としてのPRの場を設けます。そして、掲示団体に対しては、社会資源としてケアプラザを活動拠点に、地域住民に広く活動や参加の場を提供します。また、ケアプラザの各種事業（自主事業・デイサービスなど）や区内の他CPとも情報交換を密にとりながら連携し、各利用団体に対して活動の場を提供し、日頃の福祉保健団体としての意識高揚につなげ、活動の成果や達成感を感じてもらえるよう支援します。

[参考実績]（再掲）

(1) 登録団体数（合計93団体）※令和6年12月末現在

(内訳) 福祉保健活動団体（団体Ⅰ）：54 福祉保健協力団体（団体Ⅱ）：25

(2) 過去3年間の利用者数及び、利用件数と稼働率 ※令和6度は12月末現在

令和4年度15,117人 1,091件 全体:36.4%(昼間:44.5%・夜間:6.7%)

令和5年度16,799人 1,150件 全体:38.2%(昼間:47.0%・夜間:5.5%)

令和6年度11,977人 787件 全体:38.1%(昼間:45.9%・夜間:9.3%)

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

既存のボランティア登録者や団体については、引き続き活動支援等を行い、皆様が常にやり甲斐や生きがいを感じられる場の提供（ケアプラザ内外問わず）を心掛けます。さらに地域活動交流及び生活支援両コーディネーターが中心となり、自主事業を通じて参加される方々から、新たな担い手を発掘・育成します。

また、次世代育成にも重点を置き、エリア内の小中学校等に対して、地域の子どもたちや学生を広く受け入れ、福祉保健に興味関心が持てるよう周知啓発していき、今後の活動の第一歩にしたいと思います。

そして、各種事業の運営に関しても引き続き、地域で活動している交流サロン、介護予防体操サークル、囲碁将棋サークル、子育てサークル、民児協や老人会等の方々と協働しながら実施し、より地域に身近な活動として位置づけ、多くの方がボランティア活動を自然な形で、気負いなくライフサイクルの一部に位置付けられるよう、参加の仕組みや環境を整えます。特に当施設の特長となる、緑に恵まれた環境を活かし、開所以来となる「園芸ボランティア」の養成も継続していきます。

また、港北区域において人材発掘の取組を検討、実施するとともに、圏域内の通所介護事業所などとも連携し、多様な主体による披露や演奏ボランティアのコーディネートの取組を行う。

介護保険法の制度の穴を埋めるべく、インフォーマル活動が制度を支える一助と位置づけられる中、ボランティア活動を中心とした地域力の向上を地域住民と共に目指します。そして、地域包括支援センター職員と共に、地域で活躍される既存のボランティア団体の活動支援も強化し、これらの活動やひっとプラン港北、地区民児協等の会議や活動の場等を通じて得た地域の課題を把握しながら、人材発掘に努めます。

※「よこはまシニアボランティアポイント」の受入れ施設にもなっております。

〈参考実績〉

・ボランティア登録者数

個人：29名 団体：18団体

※令和6年12月現在

[ケアプラザ活動内容]

・「ガーデンサークルほほえみ

(園芸ボランティアグループ)」

・「囲碁将棋サロン」(対局ボランティア)

・「みんなのたまり場クリスマス会」などのイベント参加



ガーデンサークルほほえみ

- ・「パパと一緒に遊びましょう」などの事業支援
- ・デイサービス事業（傾聴、レクリエーション等）

[地域活動支援]

- ・既存の地域団体（サロン、老人会ほか）への参加調整（技能系ボランティアなど）
- ・既存のボランティア団体や関係団体支援（担い手支援など）

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域の情報収集及び情報提供については、常に関係機関や各種団体組織等様々な機会を通じて情報の収集や情報の発信等行っているところです。

地域包括支援センター職員と地域活動交流及び生活支援コーディネーターが、日常業務と位置付けている、地区民児協定例会やひっとプラン港北推進会議への参加をはじめ、地域のインフォーマル活動に積極的に訪問し、情報収集や情報提供に努めています。そして、施設内においても、地域住民の視点を持ちながら、引き続き地域活動の紹介を地区別・テーマ別・対象者別に掲示し、さらに各種事業の場でも必要に応じて参加者にも情報発信をします。

また、施設のホームページやSNS、地域独自のホームページ等の様々な媒体も活用しながら、施設内外の情報を幅広い世代にもれなく発信が出来るよう工夫をしています。

（１）地域の各種団体との連携を通じた情報収集等

- ・地区連合町内会、地区内の自治会町内会
- ・地区社会福祉協議会
- ・地区民生委員児童委員協議会
- ・シニアクラブ（老人会）
- ・保健活動推進委員会
- ・ひっとプラン地区計画策定推進会議
- ・貸館利用団体（ケアプラザ、つなしま交流室）
- ・地域の活動団体（サロン、各種サークル、地域のイベントなど）他

（２）情報提供等

- ・ケアプラザ広報紙や綱島地区のシニア向け情報紙「つなGO」「イベントカレンダー」を定期発行し、地域の自治会町内会等の協力を得ながら、回覧版や掲示板等を通じて情報発信に努めます。
- ・サークル募集チラシの作成。
- ・サークルチラシ作成支援。
- ・各地区で発行される広報紙やイベントカレンダー、さらに地区独自のホームページやSNS等にも事業などを掲載し、より細かく地域へ発信します。（樽町地区LINEほか）
- ・施設内に地区ごとのコーナーを設け、地域情報や活動状況をPR。

- ・インターネット上ホームページやSNS（X、ブログ）、ライン、デジタルサイネージを随時更新しながら、施設事業や地域活動を紹介。
- ・各種事業やイベントの場で、参加者へ福祉保健に関する情報や地域の情報等を紹介。
- ・ayamu（行政機関向け地域資源管理サービス）やヨコハマ地域活動・検索ナビ。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- ・定例カンファレンスなどの場で地域包括支援センター及び港北区役所、港北区社会福祉協議会と連携して、個別相談支援のなかで得られる高齢者の生活上のニーズを把握します。
- ・民生委員児童委員とケアマネジャーとの交流会や意見交換会などの場で、所内および地域内における居宅介護支援事業所のケアマネジャーより高齢者の生活上のニーズを把握します。
- ・地域の自治会・町内会、老人会の活動・イベントや、民生委員児童委員協議会の定例会などに積極的に参加することで、地域住民から直接お話を伺い、高齢者の生活上のニーズを把握します。
- ・地域支援計画・振り返りシートや地域診断シート等を用いた地域アセスメントを活用し、地域包括支援センター及び港北区役所、港北区社会福祉協議会と高齢者の生活上のニーズの把握および分析を行います。
- ・所内の会議（生活支援コーディネーター会議、地域活動交流コーディネーターとの地交会議、地域包括支援センターおよびコーディネーター、所長で構成される五職種会議等）を活用し、高齢者の生活上のニーズの把握および分析を行います。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ・上記アで得られた高齢者の生活上のニーズをもとに、必要なサービスを提供している多様な主体による社会資源につなげるとともに、既存でサービスの無い社会資源については対応を多職種、多機関で情報を共有、分析、検討する。
- ・区内生活支援コーディネーター連絡会を利用して、区域での移動販売・移動支援、その他企業等による地域貢献活動の社会資源を把握し、分析する。
- ・地域の自治会・町内会、老人会の活動・イベントや、民生委員児童委員協議会の定例会などに積極的に参加することで、地域住民から直接お話を伺い、多様な主体による社会資源の把握に努める。
- ・横浜市が提供するayamu（行政機関向け地域資源管理サービス）、ヨコハマ地域活動・検索ナビのほか、おすすめ活動ガイド（ボランティア情報冊子）、きょういく・きょうようガイド（地域活動情報冊子）などを活用して社会資源の把握・分析を進める。
- ・所内のほか、外部機関（綱島地区センター、師岡コミュニティハウス、どろっぷサテライト、学校、図書館、障がい系事業所、区民活動支援センター、港北区社会福祉協議会、横浜市介護

予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）提供団体等）と連携し、情報の収集・交換を継続することで、多様な主体による社会資源の把握・分析を進める。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- ・各地区（綱島・樽町・大曽根・師岡）における地域福祉保健計画策定の場において、地域住民、港北区役所、港北区社会福祉協議会、ケアプラザの四者で、連合町内会エリアを対象とした地域についての情報共有、サービス検討などの話し合いを行っており、今後も継続する。
- ・各地区（綱島・樽町・大曽根・師岡）における地域住民と細やかな連携することで、単一町内会エリア等を対象とした地域住民にとって必要な活動・サービスの創出・継続・発展のための話し合いを行う。
- ・地域住民、港北区役所、港北区社会福祉協議会、ケアプラザ、民生委員児童委員やケアマネジャー等で構成される包括レベル地域ケア会議に参加する。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- ・上記イで挙げた、横浜市が提供する ayamu（行政機関向け地域資源管理サービス）やヨコハマ地域活動・検索ナビ、おすすめ活動ガイド、きょういく・きょうようガイドを充実させマッチングの支援を行う。
- ・上記イで得られた社会資源について、民生委員児童委員などの地域住民、所内外のケアマネジャー、地域包括支援センター、港北区社会福祉協議会や港北区役所などの外部機関へ随時情報提供、共有することで、関係者による個別のマッチングにつなげていく。
- ・ケアプラザ広報紙のほか、生活支援体制整備事業が地域住民と協働して令和5年に始めた独自の取組であり、地域活動のイベントカレンダーや企業などのお役立ち情報も特集する情報紙「つなご」(つなごう＝綱島在住シニアのための地域情報紙)の発行を今後も継続する。
- ・上記の広報紙や情報紙を、地域住民にとって身近な場所に配架等するほか、多様な媒体（紙のほか、ホームページやブログ、インスタグラム、ライン、デジタルサイネージ、メール等）を用いて広く地域住民、関係者へ情報発信する。
- ・地域の通所介護事業所などと連携し、多様な主体による披露や演奏ボランティアのコーディネートを行うことで、高齢者の生活上のニーズを満たし、生活の質を向上させる機会を作る。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の住民が高齢になっても、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス機関や制度の利用につなげる支援を行います。その一つとして5地区の民児協定例会や4地区の地域行事への参加を継続し、相談しやすい環境・関係づくりや地域の情報収集に努めます。多様な相談支援を行なえるよう、外部研修への参加、内部研修の開催など、職員の資質向上にも努めています。

総合相談年間件数

令和元年度 6, 4 7 1 件

令和2年度 6, 5 5 8 件

令和3年度 7, 5 4 8 件

令和4年度 7, 3 6 4 件

令和5年度 8, 1 3 4 件

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の人がその意思を尊重され、できる限り住み慣れたよい環境の中で暮らし続けることができるよう、個別支援とあわせて、ともに支え合える地域作りを目標に認知症サポーター養成講座の開催など啓発活動に取り組んでいます。

ケアプラザエリアの「キャラバンメイトのつどい」で検討を進めてきた「認知症カフェ」を令和7年度より開催予定です。横浜市全体で進んでいるチーム・オレンジの取組みについても、地域住民・学校や・商業施設など様々な団体・機関と連携しながら、認知症についての正しい理解と対応についての普及啓発に努めます。誰もが認知症予防、健康増進に主体的に取り組めるよう、介護予防の取組みやスリーA活動団体へのサポートなどの取組みを継続します。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(1) 高齢者虐待の未然防止・早期発見と適切な対応・養護者支援

高齢者虐待防止ハンドブックの普及啓発や関係機関との連携強化のための会議、研修を実施し、高齢者虐待の早期発見、対応、継続的な支援を行っていきます。個別ケース対応時には、支援における役割分担を明確にし、関係機関と連携し適宜必要な対応を行ないます。

(2) 成年後見制度やエンディングノートの利用促進

成年後見制度について、個別相談会や広報活動等を通じ普及・啓発を行っています。また港北区成年後見サポートネットの参加・協力を継続するなど、関係機関と連携した支援に取り組みます。個別の相談支援とあわせて、引き続き地域住民・関係機関と連携を図り、成年後見制度の利用促進のため無料相談会や講座の開催、エンディングノート「わた史ノート」やもしも手帳についても普及啓発を行っていきます。

(3) 消費者被害への対応

地域住民や関係機関との連携により、消費者被害の予防から発生時の対応・情報提供に取り組んでいます。地域住民や地域の福祉保健関係者や居宅支援事業所等より、消費者被害の報告・相談があった際には、地域住民や関係関係者等への消費者被害の情報提供および注意喚起・相談先の周知を行なっています。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

「困りごと」を抱えた本人・家族について、望ましい生活の維持継続を阻害する様々な課題についてアセスメントを行ない、自身の機能や能力を最大限に活かし、その人らしい自立した生活を継続可能とするための支援を提案します。本人や家族が必要なときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるように援助していくマネジメントを目指しています。

また、個別支援では介護保険や高齢者福祉関係のみではなく、子ども、障害者、生活困窮者支援機関等、多岐に渡る分野の相談を「うけとめる」事を重視しています。「困り事・希望する事」を一緒に整理して、適切な支援や相談機関につながるよう支援しています。また、複数の課題のある世帯について、支援が継続的に行なわれているかなどアウトリーチなど関係機関との連携に取り組んでいます。具体的には、個別ケースでの協働やカンファレンスの開催、地域ケア会議の開催などを通して、福祉・保健・医療等、地域の関係機関との連携によりネットワークを構築の強化に努めます。

福祉施設・医療機関・在宅を通じた地域における包括的継続的ケアマネジメントを実施するため、日頃より関係機関との連携やケアマネジャー間とのネットワーク、福祉保健団体等の協力等の支援を行います。積極的に地域に出向き、インフォーマルサービスとの連携を強化するとともに、地域活動交流とも連携しながら地域に向けて啓発や情報発信をしてインフォーマルサービスの充実を図っていきます。

ケアマネジャーの実践力向上支援として、ケアマネジャーからの相談内容や利用者及び家族等からの苦情等からニーズを把握し、ケアマネジャーの資質向上を目的とした研修の開催および圏域のケアマネジャー対象にケアマネジャー同士の顔の見える関係性の構築を目的とした意見交換会などを積極的に企画・実施します。

在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的・継続的な在宅医療・介護を提供することが重要と考えています。

医療・介護・行政などの関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を目指します。具体的には港北区役所、港北医師会、港北歯科医師会、港北薬剤師会、訪問看護連絡会、港北区在宅医療相談室、港北区在宅歯科相談室、港北事業者連絡会、地域包括支援センターで構成している高齢者支援ネットワークでの活動を中心に、今後も連携強化に努めます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

高齢者のニーズに応じて、介護サービス、予防サービス、医療サービス、見守り等の生活支援サービス、住まいを適切に組み合わせて提供し、地域社会全体として24時間365日を通じた対応が可能なシステムである地域包括ケアシステム構築のためのツールの一つとして地域ケア会議を活用していきます。高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、自助、互助、公助の適切なコーディネート及び資源やサービス等の開発により地域包括ケアシステムを実現可能にしていきます。

ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業をはじめ、地域での見守り活動と連携し、閉じこもりや地域からの孤立、孤立死防止のために「ゆるやかな見守り」を続けて行けるよう取り組みます。自治会、町内会、地区社協、民生委員、老人クラブ等、地域住民が主体となって実施する地域活動（訪問活動、サロン、趣味活動等の居場所づくり）との連携協働を継続します。

また、新たな課題として、近年増加している消費者被害・詐欺被害防止について、単身世帯の増加で求められている任意後見や成年後見制度の活用など権利擁護についても本人・家族・地域に向けて発信・啓発に取り組めます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

人員確保・育成

現在、専従のパートタイム職員7名、包括三職種で業務を行っています。総合事業に移行となり、業務の量は増えてはいますが、包括専従の事務員1名も配置してサービスの質を保ちながら必要な人員を確保できています。今後も今までと同様に、所内・法人内の人材の登用や新規採用を適宜実施していきます。

育成については、積極的に研修会に派遣します。一人ひとりの利用者のケアマネジメントについては、毎朝、包括内ミーティングを実施し、情報共有および情報交換を行い検討も行っています。チームでコミュニケーションを図り、サービスの質を高め、職員のモチベーションの維持を大切にしています。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント指針に基づき業務を行っています。月に一度、業務改善会議を開催して業務の効率化についての検討や、より質の良いサービス提供を行えるようにチームの課題に対する包括内研修を実施しています。

業務委託の考え方

居宅介護支援事業所の多くは、介護予防支援委託に関してどちらかというと積極的ではない状況にあると思われます。そのため日頃から居宅介護支援事業所との顔の見える関係性づくりに取り組んでいます。委託業務についても安心して引き受けて頂けるよう、日頃から情報共有に努めています。その1つとして、委託先の居宅介護支援事業所を対象に、介護保険制度や介護予防ブ

ランについての制度説明と地域情報の提供し、あわせて近隣の居宅介護支援事業所同士でも顔の見える関係性を持てるよう、年に1度「エリア内ケアマネジャー意見交換会」を開催しています。

委託業務選定方法について

基本的に要支援認定の利用者は包括で介護予防プランを受け入れして担当しています。利用者の希望で他の居宅介護支援事業所を希望した場合は、委託業務を依頼しています。申請中での暫定プラン作成など委託の必要性があった場合には、居宅介護支援事業所の一覧表をもとに情報提供を行い、利用者及び家族で検討してもらい、自己決定できるよう支援しています。

介護予防を進めるための計画

フォーマルサービスありきの介護予防プランではなく、アセスメントを適切に行い、ニーズを把握したうえでフォーマルサービス、インフォーマルサービスに繋げます。そのために地域交流部門との連携を図り、地域の情報を把握していきます。五職種での会議、包括三職種会議において地域の情報共有や情報交換等を行っていきます。

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように、ご利用者の主体的な活動と参加意欲を高める働きかけをします。個々の心身の状態や環境に応じて、具体的な目標を明確にし、「元気で、望む住まいで、楽しみを持って生活していくことができる」支援計画を作成します。あわせて、地域の社会資源を活用など介護予防・社会参加の視点も持ったケアマネジメントを継続します。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントプラン

令和元年度…5,048件（月平均 420.7件）

令和2年度…4,903件（月平均 408.6件）

令和3年度…4,982件（月平均 415.2件）

令和4年度…4,844件（月平均 403.7件）

令和5年度…5,123件（月平均 426.9件）

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続する事ができるよう、かつ健康寿命を延伸することができるよう、ロコモ予防だけではなく口腔ケア、栄養、スリーAなどの講座を開き様々な視点から働きかけています。

地域介護予防活動支援においては、講師の派遣調整など介護予防グループの運営に関する継続的支援を行い、また地域の状況を見極めながら、地域包括支援システム構築のため、徒歩圏内に新たな活動拠点の立ち上げを目指していきます。

介護予防の人材育成にも着目し、養成講座の実施や地域に密着して関わりをもっている団体や地域の役員、担い手も方々、活動に関心のある方々に協力を依頼していきます。

地域の介護保険外の社会資源を活用するとともに、介護予防の効果を高める視点から、非該当者から要支援者に至るまでの連続的で一貫したマネジメントを実施していきます。なお、事業実施にあたっては、地域診断をもとに課題を抽出し、事業計画を立案していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括ケアシステム構築をめざして、地域包括支援センターエリアでのネットワークを中心に、小学校区や日常生活圏域、区、市のネットワークが重層的に連続性をもって構築されていくよう取り組んでいます。

個別相談や地域の会議出席などで把握した地域課題をもとに、地域資源の把握・活用を地域に広げていけるよう、地域住民、介護事業所、行政機関、民間企業、ボランティアグループなど地域の担い手・団体との協働・連携を目指した支援に取り組みます。具体的には、地域包括支援センターの社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターも含めた5職種で、各地区の「ひととプラン港北地区別推進会議」や地区民児協定例会、地域のインフォーマルサービス等の運営会議への出席や協働をしながら、地域の課題把握や情報収集並びに活動支援していきます。

居宅介護支援事業所や介護サービス事業所への地域の情報提供も継続し、「地域密着型デイサービス運営会議」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営推進会議」「小規模多機能居宅介護」「認知症対応型共同生活介護運営推進会議」に出席し、地域情報を共有及び提供しながら地域との顔の見える関係構築の橋渡しを行っています。

このような働きかけを毎回出席して継続的に行いながら、それぞれ個々の分野のネットワークから、福祉・保健・医療、さらには地域へとつながる地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

利用者の意思、心身の状況、置かれている環境に応じて利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標として、介護保険の法令を遵守し居宅サービス計画を作成します。利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、関係機関・事業者、施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めています。

また、地域包括支援センターと連携し、今後増加が予測される認知症患者を含む世帯や・障害を持つ家族の課題など世帯ごと支援が必要なケースを積極的に受け入れ、必要に応じて小規模多機能事業所との連携も図っています。さらに介護予防支援事業所とも連携を図り、要支援であっても急速な病状変化が予測される方や、体調不安定な方を積極的に受け入れています。

現在常勤2名と介護予防支援兼務非常勤2名のケアマネジャーで業務を行っており、土日祝日もシフトで勤務することにより、就労・遠方の利用者家族のニーズに対応できる体制ができています。

定期訪問以外でも緊急時には迅速に訪問して対応し、家族や関係機関への連絡を行います。また、区保健福祉センターの担当者や、民生委員等と日々の業務の中の連絡・相談で連携をとり、幅広い視野での支援・見守り体制を築きます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

運営方針

地域密着型通所介護(定員 18 名以下)として地域に根差した運営を目指します。

- ① 住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、受入れの体制を常に整えています。
- ② 利用者の人権、プライバシーに配慮しサービスを提供します。
- ③ 同性介助を実施します。
- ④ 医療面や認知症対応面で他の事業者では受け入れが困難な場合は、公的な役割を認識して、体制を整え積極的に受け入れます。

サービスメニュー

残存機能の維持・向上を目的に、居宅介護計画書を基に通所介護計画書を作成し、機能訓練を意識した日中活動や集団レクリエーション・入浴・食事・送迎を提供します。

機能訓練を目的とした、季節を感じられる作品作りプログラムの提供や、午前中に 2 回、午後に 1 回以上の体操を実施してまいります。その他、利用者の希望に沿った活動を支援します。

事業計画

- ① 運営方針をもとに、ケアマネジャー、サービス事業所だけでなく、地域との連携、区や地域包括支援センターとの連携、保健・医療機関やその他の関係機関との連携を充実させることを推進します。
- ② 認知症対応実践者研修や認知症対応リーダー研修の修了者が年に 1 回職員に対する研修を行い、認知症対応の質の向上に努めます。
- ③ 介護技術、緊急対応、感染症防止、運転技術などの内部研修を計画的に実施し、必要な技術を習得します。

定員

地域密着型通所介護・横浜市通所介護相当サービス: 1 日あたり 18 名以下

送迎範囲

綱島・樽町・大曾根・師岡とその周辺

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料の額は「提案額」ではありますが、「上限額」が設定されており、現指定管理期間においても、業務・事業の必要性に対し必ずしも充分ではありません。

また、分室運営や他のケアプラザに比べ地域包括支援センター職員配置も多く、一人当たりの「提

案額」が少ないことから利用収入の投入をしなければ大変厳しい運営となっていますが、ここ数年デイサービスを取り巻く環境が厳しく以前のように投入できない状況となっています。

しかしながら、多様な福祉課題に対処する社会全体の財源がそもそも限られている中では、当法人の理念、社会福祉法人としての社会貢献の責務に鑑み、利用料金等、充当可能な収入を得られるように努力し、得られた場合収入を必要に応じて活用し、地域ケアプラザの機能を最大限発揮するように努めます。

一方の経費は、節約・効率と重点配分を心がけます。業務の特性上、人件費や、その育成・研修費は最大かつ最重要です。

特に多様化する相談援助業務に関する研修やより深い知識が必要な認知症に関する研修については、積極的に参加し、常に新しい情報や内容を職員全体に周知し地域における役割を果たします。また、貸館は、地域住民の活動を支援するために、きれいで、使いやすく、安全であることが必要ですので、清掃・保守・修繕等、適切に実施します。

当ケアプラザは、現在、築20年超となりますが、地域のための施設ということを忘れずに、維持管理を徹底します。次の指定管理期間も、引き続き同じ努力を続けていきます。

また、万が一の事故等の場合に適切に責任が果たせるよう、十分な賠償保険に加入します。災害時に福祉避難場所の役割を担うため、備蓄を管理し、職員研修を行います。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

現在同様、次期指定管理期間においても、コスト意識を持って節約できるところは最大限節約し、指定管理料収入で該当の業務をまかなう努力をしつつ、人件費や研修費、また、市民の財産である建物・設備の保守管理・修繕には、必要に応じて利用料金収入を投入し、ケアプラザの設置目的に資する運営を目指していきます。

利用料金の収支の活用

通所介護事業では、近年厳しい経営状況が続いています。職員配置等を見直し少しでも黒字経営となるようバランスの取れた運営を目指し収支の改善に努めてまいります。

運営費等を低額に抑える工夫

業務委託契約や物品購入・リースについては、規程に基づき、見積り合わせや入札の実施を徹底するとともに、当法人の他事業所と合同入札を実施する等、さらに経費節減につながる工夫をします。また、水道栓やトイレ流水の節水装置設置、ガスや電話・事務機器リースの契約の見直し等、積極的に見直してまいります。

その他の具体的工夫

- ・水道光熱費について、数年間分をグラフにして比較対象とし、具体的な削減目標や対策に活かしています。
- ・少しでもガソリンの節約を行うため、送迎ルートの見直しや利用者数に応じて使用台数を減らすなどの努力を行っております。
- ・LED化を進め節電に努めてまいります。
- ・電気使用量についてはデマンドメーターをチェックしながら電気料金の節約に努めます。

指定管理料提案書
(横浜市榑町地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	14,683,825円	14,701,091円	14,718,365円	14,735,649円	14,752,943円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	465,477円	466,024円	466,572円	467,120円	467,668円
事業費		自主事業・旅費交通費・保険料・ 講師謝金	□	341,635円	343,343円	345,059円	346,785円	348,519円
事務費		消耗品費・通信費・リース料・研 修費・備品購入費・広報費	□	2,855,175円	2,826,151円	2,797,100円	2,768,020円	2,738,912円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	9,503,888円	9,513,391円	9,522,904円	9,532,426円	9,541,958円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円
合計				26,918,000円	26,918,000円	26,918,000円	26,918,000円	26,918,000円
うち団体本部経費				68,000円	68,000円	68,000円	68,000円	68,000円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	■	36,412,875円	36,452,625円	36,492,375円	36,532,125円	36,571,875円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	791,832円	792,662円	793,526円	794,391円	795,255円
事業費		自主事業・旅費交通費・保険料・講師謝金	□	513,364円	515,930円	518,510円	521,103円	523,708円
事務費		消耗品費・通信費・リース料・研修費・備品購入費・広報費	□	3,318,579円	3,270,061円	3,221,488円	3,172,895円	3,385,450円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	4,477,350円	4,482,722円	4,488,101円	4,493,486円	4,237,712円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				46,270,000円	46,270,000円	46,270,000円	46,270,000円	46,270,000円
うち団体本部経費				34,000円	34,000円	34,000円	34,000円	34,000円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象 人件費 ・生活支援Co	■					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 人件費 ・生活支援Co	□					
事業費		自主事業・講師謝金	□					
事務費		消耗品費・通信費・研修費・備品 購入費・広報費	□					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				12,055,000円	12,055,000円	12,055,000円	12,055,000円	12,055,000円
うち団体本部経費				34,000円	34,000円	34,000円	34,000円	34,000円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		会場使用料・講師謝金・消耗品 費	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市樽町地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	26,918,000円	26,918,000円	26,918,000円	26,918,000円	26,918,000円
		地域包括支援 センター運営事業	46,270,000円	46,270,000円	46,270,000円	46,270,000円	46,270,000円
		生活支援 体制整備事業	12,055,000円	12,055,000円	12,055,000円	12,055,000円	12,055,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			85,397,000円	85,397,000円	85,397,000円	85,397,000円	85,397,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	26,236,000円	26,760,000円	27,295,000円	27,840,000円	28,396,000円
		居宅介護支援事業	12,728,000円	12,855,000円	12,983,000円	13,112,000円	13,243,000円
		通所系 サービス事業	63,887,000円	64,525,000円	65,170,000円	65,821,000円	66,479,000円
			102,851,000円	104,140,000円	105,448,000円	106,773,000円	108,118,000円
	その他収入		2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
			190,248,000円	191,537,000円	192,845,000円	194,170,000円	195,515,000円
支出	内訳	人件費	139,089,000円	140,062,000円	141,042,000円	142,029,000円	143,023,000円
		事業費	12,600,000円	12,637,000円	12,674,000円	12,712,000円	12,750,000円
		事務費	21,407,000円	21,471,000円	21,535,000円	21,599,000円	21,663,000円
		管理費	14,750,000円	15,192,000円	15,647,000円	16,116,000円	16,599,000円
		その他	1,302,000円	1,302,000円	1,302,000円	1,302,000円	1,302,000円
			189,148,000円	190,664,000円	192,200,000円	193,758,000円	195,337,000円
	うち団体本部経費	136,000円	136,000円	136,000円	136,000円	136,000円	
収支			1,100,000円	873,000円	645,000円	412,000円	178,000円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市樽町地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等		基礎単価					
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価					
		配置予定人数	2.6400人	2.6400人	2.6400人	2.6400人	2.6400人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	6.0000人	6.0000人	6.0000人	6.0000人	6.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

正規雇用職員について、地域支援を継続的に行うため、毎年安定した雇用を考えています。
臨時雇用職員についてはケアプラザと分室の配置のため、毎年変わらず配置していきたいと考えています。

団体の概要

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまきょうせいかい) 社会福祉法人 横浜共生会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒 2 2 3 - 0 0 5 6 横浜市港北区新吉田町 6 0 0 1 6 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)
設立年月日	平成 5 年 1 2 月 1 6 日
沿革	平成 5 年 12 月 社会福祉法人横浜共生会 設立認可、登記完了 平成 7 年 4 月 横浜らいず・新吉田地域ケアプラザ事業開始 平成 12 年 8 月 横浜市下田地域ケアプラザ事業開始 平成 13 年 10 月 しんよこはま地域活動ホーム事業開始 平成 14 年 12 月 横浜市樽町地域ケアプラザ事業開始 平成 15 年 5 月 花みずき事業開始 平成 16 年 4 月 地域生活支援センター海事業開始 平成 16 年 7 月 らいず丘の上診療所開設 平成 16 年 12 月 地域活動ホームどんとこい・みなみ事業開始 平成 21 年 6 月 地域活動ホームガッツ・ビーと西事業開始 平成 26 年 5 月 横浜市新羽地域ケアプラザ・コミュニティハウス事業開始 令和 6 年 4 月 び・すけっと菊名、びすけっとクリニック開設 その他、グループホーム 22 ケ所、生活介護事業所 8 ケ所、地域活動支援センター 3 ケ所、障害児通所支援事業所 1 ケ所、計画相談事業所 1 ケ所を平成 9 年以降に順次開所。
事業内容等	第一種社会福祉事業 障害者支援施設 2 ケ所 第二種社会福祉事業 老人デイサービス/老人介護支援センター 3 ケ所 障害福祉サービス事業 3 5 ケ所 相談支援事業 4 ケ所/移動支援事業 1 ケ所 地域活動支援センター 3 ケ所/障害児通所支援事業 1 ケ所 公益事業 診療所 2 ケ所 / 地域生活支援事業 3 ケ所 居宅介護支援事業 4 ケ所/コミュニティハウス 1 ケ所 地域包括支援センター 4 ケ所

	地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業4ヶ所 収益事業 障害者の作品の販売 /介護用品等販売 /不動産貸付業			
財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	3,650,668,158	3,752,589,691	4,290,318,818
	総支出	3,623,077,952	3,685,706,634	4,512,023,684
	当期収支差額	27,590,206	66,883,057	△221,704,866
	次期繰越収支差額	1,627,755,333	1,694,638,390	1,472,933,524
連絡担当者	【所 属】 【氏 名】 【電 話】 【FAX】 【E-mail】			
特記事項	令和5年度は、多機能型拠点の建設のため、建設費用等法人負担が2億5千4百万円あったため、資金収支的には赤字となっています。			